

令和5年度 第2回環境教育等推進専門家会議  
議事録

1. 開催日時：令和5年7月20日（木）14:00～16:00
2. 開催方法：ハイブリッド方式  
フクラシア品川クリスタル（港南）G会議室  
ウェブ会議（Cisco ウェブex使用）（YouTubeによるオンライン配信あり）

3. 出席者：

委員：

飯田 貴也 特定非営利活動法人新宿環境活動ネット代表理事  
池田 三知子 一般社団法人日本経済団体連合会SDGs本部長（オンライン）  
合瀬 宏毅 一般社団法人アグリフューチャー・ジャパン理事長  
佐藤 邦夫 三重大学客員教授  
品川 智宏 株式会社YMF G ZONE プランニング取締役副社長  
島岡 未来子 早稲田大学研究戦略センター教授  
島田 和幸 京都府総合政策環境部理事（オンライン）  
高尾 文子 青年環境NGO Climate Youth Japan 副代表  
棚橋 乾 全国小中学校環境教育研究会顧問  
豊島 亮 一般社団法人 Change Our Next Decade 事務局長  
二ノ宮リム さち 東海大学学生アチーブメントセンター教授  
藤田 直子 筑波大学芸術系教授（オンライン）  
増田 直広 鶴見大学短期大学部保育科講師（オンライン）  
山崎 宏 特定非営利活動法人ホールアース自然学校代表理事  
吉田 亮 滋賀県琵琶湖環境部環境政策課長

環境省

鎌水 洋 総合環境政策統括官、堀上 勝 大臣官房審議官、東岡 礼治 大臣官房総合政策課環境教育推進室長、大久保 千明 同課環境教育推進室長補佐、富樫 伸介 同課環境教育推進室長補佐、川瀬 翼 自然環境局国立公園課国立公園利用推進室長補佐

文部科学省

濱部 威一郎 総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課課長補佐、原文絵 大臣官房国際統括官付国際統括官補佐（オンライン）、麻田 卓哉 初等中等教育局教育課程課専門官（オンライン）

農林水産省

吉濱 祐介 大臣官房みどりの食料システム戦略グループ課長補佐、江田 仁 林野庁森林整備部森林利用課山村振興・緑化推進室森林環境教育推進官（オンライン）、渡部 光紀 農村振興局農村政策部農村計画課農村政策推進室課長補佐（オンライン）

国土交通省

辻野 恒一 都市局公園緑地・景観課国際緑地環境対策官、小野 晶大 同課緑地環境室緑農環境保全係長、一丸 結夢 総合政策局環境政策課課長補佐（オンライン）、東岡 ともえ 同課係長（オンライン）

経済産業省

和仁 一紘 産業技術環境局環境政策課課長補佐（オンライン）、竹安 宏曜 産業技術環境局環境政策課係員（オンライン）

鈴木 美紀子 東北地方ESD活動支援センターチーフ・コーディネーター（オンライン）

島田 智 秋田県大仙市立大曲南中学校校長（オンライン）

#### 4. 議事次第

- (1) 開会
- (2) 議事
  - ① 第1回会議の振り返り
  - ② 環境教育等促進法関連施策の実施状況
- (3) 閉会

#### 5. 議事内容

環境省・富樫補佐： 定刻になりましたので、ただ今から、「第2回環境教育等推進専門家会議」を開会いたします。

本日は、会場とウェブのハイブリッド形式での開催となっております。会議中、音声が聞き取りにくいなどの不具合がございましたら、事務局までお電話、またはウェブ会議のチャット機能にてお知らせください。

なお、本日の会議は、公開されております。環境省公式動画チャンネルのサブチャンネルでライブ配信を行っております。

ウェブ会議からご出席の委員の皆さまにご案内いたします。通信環境の負荷低減の観点から、委員の皆さま方におかれましては、カメラの映像と音声は、ご発言時のみオンにしてください。現時点ではカメラをオフにさせていただきますよう、お願いいたします。また、議事中、マイクは、発言者以外はミュートに設定させていただきますようお願いいたします。

ご発言時に関する説明をいたします。ご発言の際は、参加者リスト画面のご自身のお名前横にある挙手アイコンをクリックしてください。挙手アイコンが反応しないなどの不具合がある場合は、チャット機能にてご発言する旨を、参加者全員に向けて、お知らせください。

挙手アイコンは、一度押していただくと挙手した状態になります。その状態を確認してから、座長より順次ご指名があります。指名された後、マイクのミュートを解除して、ご発言いただきますよう、お願いいたします。

なお、発言後は挙手アイコンを忘れずにクリックし、挙手を下げていただくようお願いいたします。挙手アイコンは事務局でオンオフを操作できないため、ご協力宜しくお願いいたします。

通信環境によっては音声が聞きづらい場合がございます。ご発言の際は、いつもより大きめの声で宜しくお願いいたします。

また、会場でご出席の委員の皆さまは、ご発言の際は、席札を縦に置いてお知らせください。続いて、議事に入る前に、事前にメールでご案内した資料のご確認をお願いいたします。議事次第のほか、資料は1から2-4、参考資料は1から7となっております。参考資料1及び2は、前回第1回会議での委員からのご発言を踏まえ、ご用意させていただいたものです。なお、参考資料3から7は前回会議で配布しているため、本日会場ではお配りしていませんが、これら資料につきましては、全て環境省ホームページにアップロードしています。また、議事進行の際は、事務局から資料共有をして、画面上に表示いたします。

なお、本日は、關口委員がご欠席、増田委員は遅れてのご参加と伺っております。

ここで本日は、環境省総合環境政策統括官 鎌水 洋、大臣官房審議官 堀上 勝が出席しておりますので、ご紹介をさせていただきます。それぞれ一言ずつお願いいたします。

環境省・鎌水総合環境政策統括官： 7月1日付で総合環境政策統括官を拝命した鎌水です。どうぞ宜しくお願いいたします。前職は官房長をしていました。これから議論されます環境教育は、豊かな暮らしを目指した国民運動、最近大臣から発表がありました「デコ活」という国民運動を強力に推進していこうとしています。そうした人々の行動あるいは意識の根底となるものとして教育があると思っていますので、非常に大事なテーマだと考えています。どうぞ宜しくお願い申し上げます。

環境省・堀上大臣官房審議官： 同じく7月1日付で大臣官房審議官を拝命した堀上と申します。宜しくお願いいたします。前職は自然環境局の自然環境計画課長をしていました。今日も環境省から発表があると思いますが、国立公園を始め、自然の中での体験活動についてもこれまで私どもの施策として進めてきました。そういうことも踏まえ、これから自然も含めた環境教育の進め方について、皆さまとご議論できればと思います。どうぞ宜しくお願い申し上げます。

環境省・富樫補佐： それでは、以降の進行は、座長の二ノ宮委員にお願いします。

二ノ宮座長： それでは、早速議事に入ります。

本日は初めに、事務局から議題1「第1回会議の振返り」についてご説明をいただきます。その後、議題2「環境教育等促進法関連施策の実施状況」として、環境省、農林水産省、国土交通省、東北地方ESD活動支援センターから、それぞれ説明をしていただきます。その後、関係省等からの説明を受けて、質疑・意見交換を行います。

今日は、前回以上に時間が非常に限られているということで、皆さまにご発言いただきたいと考えていますので、ぜひ時間管理にご協力をお願いいたします。前回も非常に鋭いクリティカルなご意見を沢山いただきまして、それを踏まえて資料を準備していただいていますので、今回も同様にぜひ鋭いご意見をお願いいたします。

それではまず、議題1「第1回会議の振返り」について事務局からお願いいたします。

環境省・東岡室長： 7月から環境教育推進室長を務めている東岡と申します。それでは資料1をご覧ください。

前回6月29日に開催した専門家会議での主なご意見を振り返りつつ、環境教育等促進法の基本方針を改定するにあたっての論点も整理していますので、資料1でご説明したいと思えます。

2ページ目をご覧ください。前回いただいた意見の中で、学校教育に関するご意見を整理しました。少し、紹介させていただきます。

左上からですが、教職員が環境教育を担うことが前提と考えられるが、教師の負担を軽減

するという観点からは、環境教育を完全にアウトソーシングするというようなご意見。また、アウトソーシングしてN G Oや企業に任せてはどうかというご意見。また、質の担保の観点から地域を巻き込む、また地域の持続可能性に繋がることから、学校の活動に地域の方に関わっていただくべきというご意見。また、学校への支援として、社会教育施設を活かしていくというご意見。また、E S Dは認知度が低いということで、環境教育とE S Dが1本の線で繋がっているという広報が重要だというご意見。また、学校が環境教育を実施できるような状況を整えていくべきではないかと、そういう環境づくりが大事だというご意見。また、右上にいきまして、積極的に教員に対しての支援のアプローチをすることが重要ではないかというご意見。また、企業では出前授業をしたり、テキスト等を作成したりしているが、活用してもらえないということで、企業の取り組みをうまく活用していくべきではないかというご意見。また、学校と協働する際に、教員の異動によりノウハウが継承されづらい課題があるということで、テクノロジー支援ツールとI C Tを掛け合わせ、そういうものを活用していくべきというご意見。また、学校の中に幼稚園・保育所・こども園も含まれており、人が出向くというような支援や資金面の支援が必要だというようなご指摘。また、学生同士でも有益な議論をしているということで、大学生が小中高生に教育をする、学んだことをアウトプットする機会を持つというようなご意見をいただきました。

それを踏まえて四角の囲み部分ですが、論点としては、環境教育・E S Dをより一層推進するために学校教育において、現場の負担を軽減しつつ、質や効果を高めていくためにアウトソースすること、また、地域との連携を含めてどのような支援ツールや支援体制が必要かというような論点。例えば環境省では、E S D活動支援センターによるE S Dの中間支援なども実施していますので、そういう活用も含めて議論していただくことが必要かなと思っています。また、こうした支援をどのような方法で現場に届けていくことが必要かという点が、2ページです。

3ページに移りまして、ここでは社会での学びや、学びから協働の取り組みを進めるためのご意見をいただいています。

左上から、地域循環共生圏などに関する知見ですとか、具体的な事例をこの論点の発展にどのように活かしていくのかというご指摘。また、学校の中だけではなく、社会的な学びという大きな意味での環境学習において、行動変容を捉えていく必要があるというご意見。また、環境教育にて社会学習の有効性について議論していく必要があるというご意見。また、根本的な社会構造の変革、行動に移しやすくする仕組みが必要というようなご指摘。

右上にいきまして、実際に協働しているボランティアが高齢化しているという課題も論点とすべきだというようなご指摘。また、協働を促すハブとなるコーディネーターの育成が必要というご意見。また、環境教育は、様々な主体がかなり実施しているという認識で、例えば経団連でも環境統合型経営を推進しているというようなご意見をいただきました。

それを踏まえての四角の箇所ですが、学びが個人と組織・社会との相互関連の中で、意識や行動の変化につながり、さらに行動に移せる環境づくりへと発展をさせることが、社会全体の変容をもたらす原動力になる。そうした流れを、社会での学びを通して着実に進め、環境・経済・社会の統合的向上を図るためには、協働取組（中間支援組織やコーディネーター

の拡大・活用によるパートナーシップやネットワークの強化)を、地域や企業等を巻き込んで、かつ継続性を保ちながら、どのような枠組み、育成体制、方法で進めるべきかとしています。

例えば、環境省では地域循環共生圏における地域の取り組みを進めていますが、そうした動きとどう連携するかという点もあろうかと思っています。続いて4ページ。

環境教育等促進法の基本方針の中には、環境教育によって育むべき能力という項目があり、環境教育の役割や、育むべき能力についてのご意見になります。

左上から紹介しますと、環境教育にとってどんな人材が必要かをまず明確にすることが重要であるというご指摘。また、環境等の視点を交えて就職活動をしていく次世代人材の育成を含めた環境教育の担い手の育成、キャリアの見せ方、そういった支援についても議論すべきだというご指摘がありました。

それを踏まえて、四角の中ですが、炭素中立型経済社会・循環経済・自然再興の実現やGX実現に求められる人材を育成するために、必要となる環境教育の役割と環境教育によって育む能力は何かというところ、例えば、現在の環境・経済・社会の統合的な向上を目指す上で、それを俯瞰して取り組む能力ですとか、また環境問題というのは、科学的な知見を正しく理解する能力、そういうことも求められるのではないかと思っています。また、切れ目のない人材育成を図るためには環境教育の担い手をどのように育成し、確保していくか、そういう論点があろうかと思います。

最後5ページですが、こちらはその他ということで、気候変動対策が自分の生活の質を脅かすという認識を持っている人が多い現状を踏まえて、これが環境教育に起因する問題なのか、社会全体の意識の問題なのか、そういうものを考えるべきだというご指摘。また、新型コロナウイルスのパンデミックについて、人々の意識はどう変わったのか、そういうことも踏まえる必要があります。また、ボランティア、やりがいには頼るだけでなく、資金的なインセンティブについても議論が必要というご意見。また、経済的な格差によって環境教育、学習の機会に差ができないように配慮するべきだというご意見。また、環境教育・ESDの評価の指標をどのように設定していくのかを議論すべきだというご意見。また、環境教育の現状を分析するためのアンケートのとり方を、もう少し工夫すべきというようなご指摘。また、環境教育が、知識の習得に偏っているので探究型の問いを与えて考えさせるような、そういう教育の質を変えていく必要があるというご意見。また、環境省と文科省が連携してコーディネート機能を果たしていくと取り組みが進んでいくのではないかというご指摘。小中高大学など、校種別の取り組みの検討が必要ではないかというご意見。知識があっても変容が起きないということは、ないのではないかということで、効率的に負担なくスムーズに定着させていく手法についても、考えていくというようなご意見をいただいています。

こうしたことを踏まえて、四角のところは、環境教育等に取り組む際に、ボランティアややりがいには頼ることなく取り組みを進めていく視点や、経済的な格差に影響されることのないような環境教育の機会均等の視点、環境教育の達成に関する評価指標の設定についても、併せて考慮する必要があるということで、以上が前回の振り返りです。

二ノ宮座長： ありがとうございます。皆さまからいただいたご意見で、この全体の論点が変わったというところが大きな変更点かと思えますけれども、非常に重要な、今の国際的な議論の中でも、環境教育やE S Dにおいて小手先の課題解決ではなくて、社会全体、教育全体の変革が必要だということが言われてきていますが、そういうところに繋がる非常に重要な点だと思います。

では、議題2「環境教育等促進法関連施策の実施状況」としまして、関係省・団体から施策の説明があります。まず、環境省から説明をお願いいたします。

環境省・川瀬室長補佐： 環境省国立公園利用推進室の川瀬です。資料2-1について説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

今回、環境省の取り組みの中で、国立公園における自然体験の推進というものに特化して当室で行っている事業について説明させていただきます。2ページになります。当室、平成27年度に、国立公園利用推進室と名前を変えましたが、それまでは自然ふれあい推進室という名前で施策を進めておりました。2ページに書いてありますように、まさに、「自然とのふれあい・自然体験の推進」というものを従来推進しています。

一つ目の「自然体験活動の推進」、こちらはメインの取り組みになりますので、後ほど一つずつ説明させていただきます。二つ目は、「自然とのふれあいに係る月間等」ということで、みどりの月間等における親しむ機会の提供ということで進めさせていただきます。それから三つ目が、「国民の理解増進のための表彰制度」ということで、各種自然に関する表彰制度を運用しています。四つ目が、「国民の自然公園管理への参画促進」ということで自然公園指導員が約2,070名おり、パークボランティアは1,280名程度おりますが、国立公園の管理等に携わっていただいて、自然とのふれあい、それから学びというものを、深めていただくような取り組みを進めています。

一つ目の「自然体験活動の推進」について次のスライドから具体的に説明をさせていただきます。まず一つ目が、子どもパークレンジャー事業について、現在100近い事務所があり、環境省の自然保護官又は国立公園管理官等の名前で、300名近い職員が全国の国立公園で仕事をしています。

そういうパークレンジャーの仕事、自然を保全する活動を、実際に子どもたちに体験していただく活動を長らく実施しています。下に示した実績の通り、コロナ禍で少し人数を絞ったりもしていますが、子どもたちに体験をしていただいて、自然とのふれあいを推進していくということで、継続して実施しています。

次のページ、「国立公園等における子どもの自然体験活動推進事業」、これは各省と連携しています、子ども農山漁村プロジェクトの一環として行っているものですが、こちらについても、国立公園の中にある農山漁村地域に着目し、受け入れ側となる農山漁村地域における推進体制を構築していくということを目的に、自然体験プログラムの開発、強化、充実への取り組みを支援しており、下に示した実績の通り、事業を続けています。

次のページ、「自然大好きクラブ」についてですが、こちらは情報発信になります。ホームページにて、ビジターセンター、自然観察の森などの全国の自然ふれあい施設、自然体験

イベント、長距離自然歩道、自然に親しむためのプログラムなどの情報を、一括的に発信しています。

6 ページ、こちら情報発信になりますが、国立公園のポータルサイトになります。「国立公園に、行ってみよう！」というサイトの特集ページを作っておりまして、その中の一つとして、「国立公園の健康効果とは？」を、利用者に提示しています。

各種エビデンスがある中で、例えば右側に載せていますが、文科省のプロジェクトの結果で、子どもの成長にも自然体験が資しているということを、データでお示ししています。

次のページが「コロナ禍/後の「旅」の変化」ということで、ここからはどちらかとツーリズムに対するアプローチです。左側のデータにありますように、キャンプ場の利用者は、コロナ禍でも非常に増えています。稼働率もどんどん増えているというような状況で、アウトドア自体への興味関心が高くなっています。

それから右側のデータにありますように、サステナブルなツーリズムを選びたい、努めたいと考えている旅行者がどんどん増えており、コロナ禍の影響もあって更に増えていると聞いています。そういう中で、下の囲いにありますように、持続可能な観光（サステナブルツーリズム）、責任ある観光（レスポンシブルツーリズム）、再生型観光（リジェネラティブツーリズム）等への意識が拡大していると認識しています。また、昨年C O P 15 に合わせるような形で、2022 年 9 月になりますが、世界ツーリズム協会において、ネイチャーポジティブツーリズムという自然再興に資する観光というような考え方も、打ち出されています。まさに今の流れの中で、旅行であるとか、観光の中に、自らのトランスフォーメーション、自己の内面の変化というものを求めていくというような傾向が、強まっていると感じています。

8 ページになりますが、国立公園というものが、「最高の自然体験フィールド」であるということを改めて認識しています。魅力的な自然体験アクティビティがありますし、環境省それから自治体の方でも、登山道やキャンプ場、展望台、駐車場等の整備を進めています。民間の施設もあります。また、インタープリター、ガイドも活動をしており、自然体験の場として、国立公園の機能を、再確認をして取り組みを進めています。

9 ページになりますが、けれども、「自然公園の利用」ということで、自然公園利用者数というものをカウントしています。年間 8 ～10 億人ぐらい、これは国立公園だけでなく国定公園、都道府県立自然公園を含めていますが、昭和 40 年以降は横ばいに推移をしているという状況です。

10 ページになりますが、「国立公園満喫プロジェクト」というものを進めています。こちらはインバウンド誘客の観点を踏まえ、政府の取り組みの一環として、2016 年から開始したものです。

環境省が実施している意味というところでは、国立公園の優れた自然というものを基盤にしなが、最大の魅力は自然そのものであると、それを切り売りするものではなくて、観光を手段にしなが、利用することによってさらに保護も回っていくと、保護と利用の好循環が果たされていくような形を作れないかということで、「満喫プロジェクト」を進めております。インバウンドの方も国立公園を楽しんでいただけるように、また幅広く国立公園を

楽しんでいただけるような受入れ環境の磨き上げ、それから国内外へのプロモーション等を強化して実施しています。

その中で改めて自然公園の役割というものを、環境省の中でも見直しています。「自然公園法の目的」11 ページにありますが、優れた自然の風景地の保護と利用というものが書かれています。その目的として、国民の保健、休養及び教化というものがあって、プラス生物の多様性の確保にも資する場になっています。

この中で「教化」というやや古めかしい言葉が出てきますが、自然公園法の解説を読み解きますと、ここに書いてありますように、「すぐれた自然の事物、風景から受ける教育感化をいう」こと、それから「大自然の景観に接して偉大な教訓を受け、あるいは日常体験し得ない感銘を受け、これによって心身ともに爽快の気が横溢すること等をも指す」ということとされており。前身の国立公園法ができたのが1931年で、8年後の2031年には制度100周年を迎えますが、当時からこういう概念で、旅人の内面の変化を目的とするような場として、国立公園がデザインされているということを、改めて認識しています。

そういった中で、下の図は概念の整理になりますが、今まで保護と利用というものが、二項対立形式で示してきた部分もあり、天秤の図でよく表されていたわけですが、最近はこの鏡餅というもので示すことが多くなっています。環境行政全般に係る説明と同じですが、基盤となる優れた自然環境であって、その上に豊かな地域・社会・文化が成り立っていて、その中を旅することによって感動という果実が得られると、下の方の基盤となる自然環境を大きくすればするほど実として得られる感動であるとか、学びというものが大きくなるということを、概念的にも整理しています。

また、教育的に保護を押しつけるということではなく、感動と学びを得ることによって、そこから、その場所、その地域を守っていききたいというような保護の気持ちを持っていただく、そういった保護と利用の好循環というものの生み出し方というのもあるかと思えますので、そういうものをツーリズムの中に見い出していくということで、取り組みを進めています。

12 ページになります。そういった中で、国立公園の資源を、消費するような形で自然体験がなされてはいけないということもありますので、ガイドラインを作っており、例えばコンテンツの満足度もそうですし、安全対策の観点、それから環境への貢献、持続可能性という観点、その三つの観点から、それぞれの体験コンテンツが最低ラインを満たしているかどうかを、チェックリスト形式でチェックできるようになっており、国立公園の中で活動されている事業者には、セルフチェックをしていただいて、質の担保を図っています。

13 ページになりますが、自然体験の中に、こういう自然への貢献であるとか、保護への貢献というコンテンツも少しずつ広がっています。ここに書いてありますように、楽しみながら、例えば海女さんと一緒に泳ぎながら、海を綺麗にするような活動であるとか、ボランティア保全活動体験自体がツーリズムのツアーになっている、あるいは子どもが参加できるような形でのコンテンツが存在しています。さらに14 ページになりますが、狩猟の一部の行為を体験するような講座であるとか、草原を守るような活動が体験コンテンツになっています。さらにはリバーラフティングを楽しみながら川ごみの問題を考えるというよう



なコンテンツもできています。そういうものが事業者にも、意識的に作られるようになっていく傾向があり、また利用者もこういうものを選ぶ方が増えているということは、データでは示してはいないのですが、実感できる場所とと思っています。

また、こういう活動を進めていく中で、地域主体の自然体験アクティビティを促進するという観点からの法改正も行っています。15 ページになりますが、今まで自然体験アクティビティを自然公園法の中で、法制度に位置づけるということは基本的になかったわけですが、そういう活動自体を位置づけて、その事業の実施に必要な許可を不要とするということで、自然体験が進むというような制度も確立しています。

次は 16 ページ、自然という側面ばかり話してきたわけですが、国立公園の中で脱炭素であるとかサーキュラーエコノミーの観点を学ぶということが場として出来るというように考えています。

「ゼロカーボンパーク」については、脱炭素の取り組みを率先して国立公園の中で進めていくというような地域もありますし、また脱プラスチックの取り組みを、国立公園の中で、利用者にも味わってもらい、体験してもらい、進めています。また、自然との共生という観点で日本の国立公園は大自然だけでなく、人の営み・暮らしというものが含まれているというのが特徴ですので、サステナブルに生きてきた人の暮らし、風習というものも学べるようなコンテンツも整備しています。

また、感動と学びの体験を提供していくにあたっては、単純に事象事物を伝えるということではなくて、インタープリテーションという考え方が、非常に重要になってくるかと考えています。情報を伝えるだけではなく、その裏に潜んでいる意味や、相互の関係性、価値というものをきちんと解き明かしていく、気づきを与えていくような方法が大事であると考えています。それは有人のガイドングもそうですし無人のセルフガイドもそうですし、あるいはアクティビティを通してということもありますし、また施設整備もインタープリテーションの一部だと考えていますが、個別の場合、全体でそういう感動と学びというものを与えていけるような空間デザイン作りをしています。

そういう中で人材育成ということで、特にエコツーリズムやインタープリテーションの考え方を理解したインタープリターを養成するというところで、人材育成支援事業も当室で実施をしています。

さらに 18 ページ～19 ページは、国立公園の新しい利用ということでワーケーション、国立公園の中で働き遊ぶということも進めています。子連れで参加できるプログラムであるとか施設整備を補助事業を通して実施しています。

20 ページになりますが、「国立公園オフィシャルパートナーシップ」です。国立公園の取り組みについては、国だけでは進められないということもあり、国立公園のオフィシャルパートナーということで今 129 社に参画をしていただいております、今申し上げたような取り組みも、企業と一緒に取り組んでいます。大手の旅行会社も入っていますし、現場でアウトドアコンテンツを展開されている事業者もあります。そういった事業者の方々にも、国立公園の概念、国立公園ならではの価値というものを理解していただき、先ほど申し上げた単純な観光ではない感動と学びというものを、現場に落とし込んでいただくというようなこと

を、取り組みとして進めています。

最後数枚になりますが、エコツーリズム推進法という法律も、環境省含めた 4 省庁で所管をしています。エコツーリズム推進法に基づく、全体構想策定地域は現在 23 地域あり、法律にも位置づけられています。四つの基本理念の中に、環境教育の場としての活用も掲げられていますので、各自治体が策定した構想の中に、環境教育として活用されているという地域もあります。

それから次のページが「長距離自然歩道」で、全国 10 路線、総延長約 28,000 キロです。当時の東海自然歩道の考え方というのは、まさに東海道新幹線開通、それから東京オリンピックの開催を前に、高度経済成長期の中で、都市化、モータリゼーションの進行に起因する社会的課題に対応するように、人間性の回復も謳いながら、まさに歩くことの文化、復権というものを目指して、構想が進められていました。

現在、なかなか利用されず、利用されないと維持管理もされないということで、非常に各地域・自治体が悩んでいます。後ほど紹介します「みちのく潮風トレイル」については、かなり利用が進んでいますので、そのノウハウも活かしながら、この「長距離自然歩道」も、再び盛り上げていきたいと考えています。来年度が、東海道自然歩道の開通 50 周年です。

そういう中でロングトレイルというものが、自然ふれあいの場として更に見出されていると感じており、その観点からロングトレイルの意義と効果というものを整理しています。ウェブにも載せていますが、ロングトレイルもまさに維持、管理、運営していく中で、何が重要な点かということもまとめさせていただいています。

それから先ほど申し上げた「みちのく潮風トレイル」は、グリーン復興プロジェクトの取り組みの一つとして、環境省を始め、関係自治体で 1,000 キロを超えるナショナルトレイルとして 2019 年に全線開通しています。開通以来、多くの方が利用していただいている、自然の恵み、それから脅威、そういうものを学べる場として、活用されていると考えています。環境省国立公園利用推進室としては、こういう形で環境教育も同時に進めながら、教育旅行、それからツーリズムの中での感動と学びの体験というものを、さらに広げていきたいと考えています。長くなりましたが以上になります。

二ノ宮座長： ありがとうございます。では、質疑応答は後ほどということで、続いて農林水産省から説明をお願いいたします。

農林水産省・吉濱課長補佐： 農林水産省大臣官房みどりの食料システム戦略グループの吉濱と申します。どうぞよろしくお願いいたします。着席にて失礼いたします。

早速ですが、今回ご紹介させていただく「みどりの食料システム戦略」ですが、食料・農林水産業分野における環境負荷低減に向けた戦略ということで、ご紹介させていただければと思います。

まず、今回ご紹介させていただく趣旨ですが、後ほどご説明させていただきますが、この戦略は、いわゆる農業者にとっての戦略というだけではなく、生産段階のための資材等の調達であるとか、加工流通段階であるとか、あるいは消費者の方も含めた幅広い関係者の方の

ご理解をいただいて、様々な関係者の関与のもとに進めていく戦略です。とりわけ消費者の方に、環境に配慮した農林水産物の価値、意義を理解していただき、それを選択していただくことがとても重要であると考えています。本日はそうした観点からご説明させていただきます。

それから、これも後ほどご説明いたしますが、本戦略の中で、2050年に向けた目標というものを定めております。2050年なので、かなり将来の目標になりますので、我々大人世代だけでなく、将来を担う若い世代、子どもたちにこうした取組、環境負荷低減の意義や価値を理解していただくことがとても重要であると考えています。そうした幅広い世代の方に理解いただくための機会として、今回ご説明させていただければと思っております。

早速、ご説明させていただきますが、まずは、戦略の制定に至る背景のご説明になります。この辺りをご存知の方も多いことと思いますので、さらっといかせていただければと思いますが、このスライドではいわゆる気候変動、あるいは大規模自然災害の増加ということで書かせていただいています。

年平均気温の上昇、あるいは降雨量の増加等によって、農林水産業においても具体的な被害が出ている状況です。このスライドで申し上げますと、左下に写真が出ていますが、気温上昇による米の品質の低下やリンゴの着色不良などの被害が出ている状況ですし、またゲリラ豪雨によってビニールハウスが損壊するなどの具体的な被害が出ています。農林水産分野としてもこうした状況に対処していかなければならないということです。

3ページですが、こちらは温室効果ガスの世界と日本の排出割合を示したグラフになります。左側のグラフは世界全体のGHG（温室効果ガス）の排出量のグラフですが、「農業、林業、その他土地利用」は約22%とそれなりの割合を占めています。日本全体ということで見ると（真ん中の小さいグラフ参照）農林水産分野の排出量は4.2%とやや小さめに見えますが、その内訳が右側の大きな円グラフになります。例えば、青色部分のメタンは、注釈に小さい字で書かれていますが、温室効果、つまり気温上昇に寄与する効果がCO<sub>2</sub>に比べて25倍あります。

排出源としては水田や家畜のゲップなどがあり、いずれにしても農林水産分野が一定程度の影響を与えておりますので、そういう意味でも、対策を考えなくてはなりません。

視点を変えて、こちらは肥料原料の自給率、輸入先を示したものになるのですが、実は日本で使用されている化学肥料の原料の大半は輸入に依存しています。そうした観点からも、ウクライナ情勢等ある中で、肥料を安定的に供給していくことも、持続可能な農業に繋がっていくので、国内資源をうまく有効活用するということも必要です。

少し飛ばしまして6ページは、諸外国における環境負荷低減に向けた戦略策定の動きについてです。例えば、EUにおいては、2020年に「ファーム to フォーク（農場から食卓まで）戦略」を策定しており、化学肥料・化学農薬の低減等についてかなり高い目標を立てています。それから、米国においてもバイデン大統領から、「米国の農業は世界で初めてネット・ゼロ・エミッションを達成する」という発言がなされる等、高い目標を掲げた政策が進められています。

そうした背景を踏まえて、次のページになりますが、日本としても、環境負荷軽減に向け

た戦略を策定するというので、2021年に農林水産省が「みどりの食料システム戦略」を策定しました。上のタイトルの副題に書いているように、この戦略は食料・農林水産業の生産力の向上と持続性の両立を目指し、それをイノベーション・技術開発・新技術によって達成していくのだということを謳っています。かつ、その下の青字の箇所では、2050年の目標を見据えて、中長期的な観点から、調達、生産、加工・流通、消費の各段階の取組を、各段階の関係者の方々の協力を得て進めていく形の戦略として策定しました。

2050年までに目指す姿として、14のKPIを策定しています。例えば、農林水産業のCO2ゼロエミッション化、化学農薬の使用量をリスク換算で50%低減、あるいは化学肥料の使用量30%低減、あるいは有機農業の取組面積の割合を25%に拡大するといった高い目標を策定して取組を進めています。2050年までの目標ですが、その中間目標として、2030年の目標、KPIを、昨年6月に別途策定しましたので、こちらはご紹介です。

9ページは、見方を変えたスライドになります。先ほど申し上げた通り、この戦略は生産者・農業者の取組だけではなく、その生産に必要な資材・エネルギーを調達する段階、生産の段階、生産されたものを加工・流通する段階、さらにそれを消費する段階までを含んでおり、各段階における取組をそれぞれに進めていくこととしています。

駆け足で恐縮ですが、11ページをご覧くださいと思います。ここからは、本戦略を進めるためのいくつかの取組をご紹介させていただきます。最初に、本戦略を進めるための法律についてです。右上に正式名称を書いています。小さくて見づらいですが「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」、通称「みどりの食料システム法」と言います。昨年4月に成立し、7月に施行しました。

この法律の前段では、基本理念等を定めており、例えば関係者の努力義務として、生産者・事業者・消費者等の努力義務等を定めています。一例をご紹介しますと、消費者に関しては、「環境と調和のとれた食料システムに対する理解と関心を深め、環境への負荷の低減に資する農林水産物等を選択するよう努めなければならない」など規定されています。

後段では、実質的な仕組みを定めており、大きく二つの仕組みを定めています。一つ目が左側の青枠に当たるものですが、まずは生産者、生産段階における環境負荷低減の取組を支援するというので、各生産者に環境負荷低減に関する事業計画を策定いただき、それを都道府県に認定いただくことによって、税制特例や資金繰りの支援を受けられる仕組みを設けています。もう一つの仕組みは、生産者が使う機械や資材を製造するメーカー向けの支援策として、同様に事業計画を策定していただき、それを国が認定することによって、同じように税制特例や資金繰りの支援を受けられる仕組みを作っています。

ページを飛ばしまして、14ページになります。特に先ほど申し上げた、生産者に対する支援については、都道府県に基本計画を作っていた上で、それに基づく生産者の計画認定というものを行っていただく仕組みにしています。その都道府県の基本計画は、昨年度内に全都道府県において作成いただきましたので、この4月から本格的に全国で生産者の認定の仕組みがスタートしました。今後、生産者の計画認定等を進めることによって、みどり戦略自体も推進していければと考えています。

この辺りのスライドは各認定事業者等のご紹介になりますので、ご参考です。話は変わっ

て、もう一つの取組として、先ほど申し上げた消費者にどう理解を深めて進めていただくかという観点で、環境負荷低減の「見える化」という取組を進めています。真ん中辺りに緑枠の丸のラベルを載せております。今、実証をしているところですが、生産者が環境負荷低減のためにどれだけ努力をしたのかを消費者に理解していただくために、例えば、温室効果ガスの削減について、その地域における慣行栽培と比較してどれだけ削減されたものなのかを生産者の栽培情報等を用いて算定し、その度合いを星のマークで表示したラベルを農産物に付けてもらう取組を行っています。これによって、生産者の環境負荷低減の努力を消費者の方にも見ていただき、その価値を理解いただき、選択していただく取組を実施しています。

今は、温室効果ガスの削減について取組を進めていますが、今後は生物多様性の保全等も対象に加えた上で、今年度内に本格的に運用を開始する予定です。

もう一つ、民間資金・市場を活用した取組として、カーボンクレジットの推進も進めています。Jクレジットといって温室効果ガスの排出削減・吸収量をクレジットとして権利化し、それを取引することによって、例えば農業者が温室効果ガスを排出削減した分を企業に買い取っていただき、企業はその分の温室効果ガスを削減したことになります。農家にとっての新たな収入源になり、温室効果ガスの削減にも繋がるこの取組を今後進めてまいります。

時間がなくなってきたので駆け足で申し訳ありませんが、21 ページをご覧くださいと思います。こちらもご紹介ですが、持続可能な生産と消費を促進するための取組として「あふの環プロジェクト」を進めています。生産者・事業者・食品事業者に集まっていたいて勉強会を開催、あるいは左下にある通り、サステナアワードといって、サステナブルな農林水産業に関わる取組を紹介・表彰するなど、生産者側、消費側それぞれの取組を促進し、行動意識を変えていくことができればということで、交流を進めています。

最後 23 ページ、これもご紹介です。みどり戦略は、農林水産省単独で達成できるものではなく、関係省庁との連携が重要と考えています。本日会議に参加されている環境省様、文部科学省様、国土交通省様、経済産業省様をはじめとした関係府省庁との連絡会議を設置した上で、関連する政策を通して、「みどりの食料システム戦略」の達成に向けた取組を進めています。

繰り返しになりますが、関係府省庁もそうですし、生産段階から消費段階に至るまでの様々な関係者の方に、この戦略の意義をご理解いただき、また参画いただくことによって、環境負荷低減の取組を進めていくことができると考えています。

短い時間でしたが、今回の説明が、そうしたご理解をいただくための機会となれば幸いです。

二ノ宮座長： ありがとうございます。時間が押し気味になってきていますが、続けてさらに二つご報告いただきます。時間管理にご協力お願いいたします。では国土交通省から説明お願いいたします。

国土交通省・辻野国際緑地環境対策官： 国土交通省都市局公園緑地・景観課の辻野です。着座

にて説明いたします。お手元の資料および画像のとおり、私からは最近の公園緑地行政の取り組みの説明を通じて、環境教育への取り組みの波及等をご説明したいと思います。

まず、公園緑地には、そもそもどういう機能があるのかを少しお話して、環境教育の話に繋げていければと思います。公園緑地は、一般的には、環境面、社会面、経済面において様々な機能を発揮すると言われていています。例えばその利用効果として、子どもの遊び場とか、その中のレクリエーションがありますが、環境学習の場が公園緑地の効果・機能とされています。また、存在効果としては、生物の生息・生育空間という面もあり、それらを通じて地域に対する「誇り」や「愛着」に繋げたり、コミュニティの形成に繋げたりという波及効果があると言われています。このようなことが、環境教育にも資する面があると我々は理解しています。ちなみに、コロナ禍において、都市において自然と身近にふれあい、心身の健康を保つことができる貴重な屋外空間として再認識されました。

最近の取り組みとして、こちらの表題にあります「都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会」を昨年開催し、昨年の10月に中間取りまとめを公表しました。公園緑地の枢要を占める都市公園ですが、全国に11万ヶ所、13万ヘクタールあります。その99.9%が、地方自治体が管理するものです。従って、今回、これを我々が取りまとめたのは、地方公共団体に対して、都市公園の活用・利用について「こういう取り組みができる」という活用例を横展開するためです。

一つ目の丸の下から2行目にありますが、平成29年に都市公園法の改正がなされ、「Park - PFI」という制度により官民連携の取り組みをよりドライブ（促進）する制度を設けました。二つ目の丸ですが、その法改正から4年が経過して、ハードに関しては一定の取り組みが進みましたが、より柔軟に都市公園を使いこなすための公園の管理運営に関しては、依然として課題があるという認識です。さらに、社会経済状況の変化、コロナ、それからニューノーマルという社会変化が起こり、そういう変化を踏まえた公園の新たな役割への対応も求められるという問題意識から、今後の管理運営に関して、より柔軟に対応するための取り組みの方向性をまとめました。委員のメンバーは、資料にある方々にご参画いただきました。右側には開催状況がありますので、お時間があればQRコードから、どのような検討が行われたかをご覧ください。これが中間取りまとめの前段です。ちょうど議論をする時は、コロナがまだ収束しきっていない状況でしたが、ポストコロナ時代における人中心のまちづくりの機運の高まりというところが背景にあったと思います。

四角囲みが六つありますが、上の真ん中の「地球環境問題の新たな潮流」を意識しました。三つ目のポツに、「自然を活用した解決（NbS）への注目」、それから「30 by 30に向けたOECMの検討」等、その下にあります「市民・事業者の意識変化」、CSR活動、ESG投資などの企業の社会貢献活動が浸透するなどの動きがあったと認識しています。それらを受けて、公園のポテンシャルを発揮し、個人と社会のWell-Being（ウェルビーイング）の向上を目指すべきではないかということで、例えば右にあります「社会課題の解決に挑む人々がつながるまち」など、実現したいまちの姿を目指すことが必要ではないかということです。

「新たな時代における都市公園の意義・役割」として我々は五つ、整理しました。「グリ

ーインフラとしての機能」、それから、「サードプレイスとしての機能」、三つ目が「リアルな交流イノベーションを生み出す場」、四つ目が「社会課題解決に向けた活動実践の場」、最後が「機動的なまちづくりの核」ということで、こういう意義・役割があるのではないかと、いうことを整理しました。この全ての側面において、我々は公園における環境教育の効果が期待されるのではないかと考えています。

この中間取りまとめは「都市公園新時代」と銘打ち、「公園が生きる、人がつながる、まちが変わる」をテーマにして、必要な三つの変革をまとめました。「まちの資産とする」、真ん中が「個性を活かす」、右側が「共に育て共に創る」です。そのまちの資産とするということで、シビックプライドを高揚するとか、個性を活かすことで新たな文化を創造していくこと、そして、「共に育て共に創る」を通じて、公園を核にまちづくりの関心を高めていくことを期待するものです。

この中で「3つの戦略と7つの取組」をまとめました。この全てを説明する時間はないのですが、戦略としては三つです。一つ目が、新たな価値創出や、社会課題解決に向けたまちづくりの場とすること。戦略の二つ目が、「しなやかに使いこなす仕組みをととのえる」、三つ目が「管理運営の担い手を広げ・つなぎ・育てる」です。これらを横断的に繋ぐ取組として、「公園DXの推進」というものをまとめました。

この7つの取組の中でいくつかが環境教育と非常にリンクする取組につながると考えています。

この提言の中では、全国の自治体の面白い取組、先進的な取組というのを、参考事例としてまとめました。例えば、①番の「グリーンインフラ」の取り組みは世田谷区の例です。②番の「居心地が良く、誰もが安全・安心に過ごせる空間づくり」として、保育園等の園児が団体利用可能な自然の中の遊び場というのを設ける例を紹介しています。この中にはプレイリーダーを配置して安心して遊べる場を作るというものです。それから、左下の⑤番、これは例示がありますが西東京市です。指定管理者制度を活用して、市民・事業者が、環境教育も含めて公園を柔軟に使いこなすことを念頭に、指定管理者に中間支援組織としての役割を担ってもらうという取組事例を紹介しています。

こういう取組例も含めて、自治体の皆さまに紹介することで、環境教育も含め、公園をより柔軟に使いこなして、まちの核として使いこなす取組が進むことを期待して、これを公表しました。

続きまして二つ目の取り組みです。2027年に、横浜の旧上瀬谷通信施設というところで、国際園芸博覧会を開催することが決定をしています。上の四角囲みの二つ目のポツですが、国際園芸博覧会というのは、最上位の国際園芸博覧会（A1）として開催し、我が国では、1990年に行われました大阪花の万博に続いて2回目の開催となるものです。

BIEの認定が必要になりますが、これは昨年11月に承認をいただきました。位置付けは、右側の図にある通り、今回の横浜で開催される国際園芸博覧会は「認定博」に当たりません。因みに大阪・関西万博は、「登録博」です。

こちらの国際園芸博覧会の正式略称が決まりまして、「GREEN×EXPO 2027」となりました。GREEN（グリーン）というのは、植物・花等を総称する花言葉であり、自

然環境に優しいという意味で、E X P O（エキスポ）というのは国際博覧会そのものです。国際園芸博覧会が目指すものは、S D G sの達成とG X（グリーントランスフォーメーション）の実現への貢献で、これからの自然と人、社会の持続可能性を追求し、世界と共有する場を目指したいと考えています。

次のポツですが、多様な主体との取組等を共有する場も目指したいと考えています。

最後の8ページです。会場のイメージです。計画地が元々旧米軍の跡地で、非常に自然が残っている場所です。その計画地の自然環境を有する多様な機能を効果的に取り入れた会場にしたいと思い、多様な主体同士の繋がり、地域の国内外の課題解決や新たな産業の創出に繋げるということを目指したいと思っています。環境教育の面では、主催者が行う行催事において、テーマに、次世代の育成を意識した環境教育プログラム等を構築すると基本計画の中で謳っています。博覧会の運営を通じて、こういった取り組みが広がることを我々は期待し、支援していきたいと考えています。私からは以上です。

二ノ宮座長： はい、ありがとうございました。では、続いて東北地方E S D活動支援センターからご説明をお願いいたします。

東北地方E S D活動支援センター 鈴木 美紀子 チーフ・コーディネーター： 東北地方E S D活動支援センターの鈴木と申します。どうぞよろしく願いいたします。最初にE S D活動支援センターの紹介から始めさせていただきます。国際社会の中でE S Dを推進していこうという動きが生まれた中で、日本ではE S Dの国内実施計画が策定されました。このE S D国内実施計画の中で、E S D活動をより具体的に支援するためのセンターをつくるのが明記され、2016年にE S D活動支援センターが誕生しました。翌2017年には各地方にE S D活動支援センターが、ブロック毎に計8ヶ所設置されました。第2期E S D国内実施計画の下、新しい学習指導要領の中でE S Dが教育の基盤となる理念として掲げられたという動きもあるため、地方のE S D活動を推進するための拠点として、我々E S D活動支援センターが皆さまの活動を応援していこうと活動をしています。

フォーラムなどを開いて、一堂に関係者が集まって学び合う、ノウハウを共有する場を提供しつつ、具体的な活動の支援を行っています。東北地方E S D活動支援センターについては、県境を超えて関係者を繋いでいくこと、そしてネットワークを広げながら、皆さまのノウハウを共有して活動の底上げをする取り組みを続けてきました。今日は具体的にE S D for 2030 学びあいプロジェクトと題して展開した東北のモデルプログラムについてご紹介します。

秋田県の花火で有名な大仙市にあります大曲南中学校を舞台に、赤道直下の南の国キリバス共和国と繋いで、気候変動について考えるプログラムを展開しました。このE S D for 2030 学びあいプロジェクトは、全国8ヶ所に設置された地方のE S D活動支援センターが各地で展開しているプロジェクトです。E S D国内実施計画の中で、学び合いを推進していこうということと、支援体制の充実が明記されていますので、これに基づいて展開しているプロジェクトです。地域の特性や課題を捉えながら様々に展開されていますが、東北のプロ



グラムに関しては、学校でのE S Dの授業だけではなく、このプログラムがE S Dの視点からどうであったかという評価と分析を関係者とともにながらノウハウを共有しつつ、あるいはE S Dの地域センターとして我々東北のセンターが何をすべきかという整理も一緒にすることを目的に展開をしています。

初回の勉強会は中学校1年生から3年生までが、まずはキリバスという国について学ぶこと、そして気候変動の影響でどのようなことが起きているのかを学ぶという座学をし、聞くだけで終わらないように終わった後にはグループ毎のワークショップをし、その場で考えることを促すというプログラムを実施しています。この授業の後には学校の先生、有識者、そしてE S Dを学校で実践していらっしゃる先生方にも集まっていただき、プログラムの整理と評価をしています。

ここでいただいた意見を踏まえ、秋口にはオンラインの交流授業を展開しました。キリバス共和国の同じ年頃の中学生の子どもたちとオンラインで、英語で交流をするという授業で、実際に同じ年頃の子どもたちが何を考えているのかを聞くことにより、子どもたちに深い学びを与えたいということと、自ら気づいて学校で学んでいるSDGsのプログラムが一体何に繋がっていくのか、その意義を子どもたち自身に考えてもらおうという意図で仕掛けた交流事業です。この後には、また関係者に集まっていただき、E S Dのプログラムとしてどうであったかという視点で、プログラムの改善の論点を整理したり、E S D活動支援センターとしての支援のあり方というものについて議論を行ったりする意見交換会を行っています。

皆さまのお手元の資料にはその時に取りまとめた観点や、E S Dの大事な要素とは何だろうかというものを取りまとめたものをお配りしていますので、ご参考までにご覧いただければと思います。今回のテーマは気候変動教育という新しい切り口で、気候変動というとりとめのない大きな事象に対し、一体E S Dの視点からどんな学びを促すことができるだろうかという議論を行い、その時皆さまからいただいた意見を整理したのがこちらのペーパーです。

そしてさらにE S D活動支援センターとして、我々の役割は何だろうかという問いを立てています。皆さまからは、県境を超えて関係者が集まり、ノウハウを共有できる場があるということが大変有意義であるというように仰っていただいていますので、東北の関係者を繋いだ支援に力を入れていきたいと思っています。

最後に、全体を通して、私達単独で学校と一緒に取り組んだというわけではなく、このプロジェクトを展開するときにとっても注意したのが関係者との協働で進めていくという視点です。大曲南中学校だけではなく、地域のE S D活動推進拠点に登録してくださっている団体と協働でプログラムを構築し、また東北各地のE S Dに取り組む関係者の方に集まっていただきご意見を頂戴しています。今回のプロジェクトはここまでになりますが、ご意見を頂戴して終わりということではなく、ここで得たネットワークの強みを活かし、今年度の取り組みに繋げていきたいと思っています。簡単ではございますが、私からはここまでにして、実際に学校の現場ではどのように受け止めたか、あるいは生徒の変容がどうであったかということについて、プログラムの実施協力をしてくださった大曲南中学校の島田先生に

ご参加いただいておりますので、ここからは島田先生にバトンタッチしたいと思います。よろしくお祈りします。

秋田県大仙市立大曲南中学校 島田 智校長： 大曲南中学校の島田と申します。本プログラムの実施の様子をお伝えします。本校は現在、全校生徒 69 人の小さな学校です。秋田県の小中学校では唯一のユネスコスクールです。概要については本校のホームページをご覧ください。

本校では、E S D の E = 教育としての目的を、学習で身に付けさせたい力として、このように 6 つ設定しました。またこのように、SD = 持続可能な開発の目的も設定しました。E と SD の目的の下、本校では、ホールスクール = 学校全体で E S D にアプローチしています。本校の E S D カリキュラムについては、学年毎に主なテーマを設けて実施しています。今回のプログラムは 3 年生の国際教育の一環として実施しました。本校では学年ごとに E S D ストーリーマップに沿って学習を進めています。これは 3 年生のストーリーマップです。今回のプログラムは、この赤く囲んだところに相当します。まずはどのような取り組みがあったのか、キリバスの中学生とのオンライン交流の様子を地元の AKT 秋田テレビのニュース映像をご覧ください。

#### <ニュース映像>

大仙市の中学生が気候変動の影響を受けるオセアニアの子どもたちとオンラインで交流しました。SDGs への理解を深めるとともに、自分たちにできることを探っていました。

「This is Japan. Akita is in the north point of Japan」モニターに向かって英語とボディーランゲージで秋田県について説明する生徒たち。大仙市の大曲南中学校で開かれたのは、世界で最も早く太陽が昇る太平洋中部に浮かぶ、オセアニアの島国キリバスの子どもたちとのオンライン交流会です。大曲南中は県 SDGs パートナーに登録していて、生徒たちは日頃から総合学習の一環で、SDGs について学んでいます。今日は国際交流を通して、気候変動への理解を深めてもらおうと、日本人で初めてキリバスの国籍を取得したケンタロ・オノさんの指導のもと、互いの国の文化や遊びを発表し合いました。

(キリバス生徒の発言)「水は飲み物・料理・風呂・洗濯など生活に必要なものだが、気候変動の影響で水がしょっぱくなってきている。植物も枯れ始めている。」

キリバスは、気候変動により、海面上昇や地盤沈下などが起き水没の危機にさらされています。生徒たちは、同世代の子どもたちが直面している食料や生活環境の問題を目の当たりにし、自分たちができることを探っていました。

(キリバス生徒の発言) 私たちがどういうところに住んでいるか、気候変動で何が起きてどう感じているかを皆さまに伝えることができ良かった。

#### <ニュース映像終了>

では本プログラムを実施した生徒の変容を、振り返りの文章から見ていきたいと思いません。ここにありますように、「自分は何かをしなければならない」という意識の高まりが見

られました。後半のように「平等に平和に活躍できる、笑顔あふれる未来をつくるのは私たち自身です。これから一緒に世界中のみんなが幸せになれる未来を創りましょう」というように、世界全体で取り組まなければならない、自分もその一員であるという自覚が目覚めています。

別の生徒の振り返りです。やはり「自分自身ができることを最大限に実行したい」という意識の高まりが見られました。そして後半には「年齢や地位、人種、言葉の壁を壊してしまえば、たくさんの知恵が一つになって、解決の道へとつながっていきます。そういうことを世界に広める人間として生きていきたいです」と言うように、気候変動をSDGsの様々な視点から多面的に捉えるようになりました。他には、「頑張るって言うだけではなく、行動に移すことが大事だ」と述べた生徒もいました。

一つのエピソードを紹介します。生徒がキリバスに浄水場を作ることを提案しました。その答えとして、ケンタロ・オノさんから、解決方法を提案することの素晴らしさを褒めていただきました。しかし、キリバスでは、海水の淡水化はそう簡単ではないという現実も教えていただきました。「今ある問題を解決する方法を考えることは、広い視点、一歩下がってみるのが大切だ」というアドバイスもいただいています。

本プログラムの成果をまとめると、SDGsの達成に向けた生徒の意識変容と行動変容が得られたということではないでしょうか。本校の教育の柱の一つであるSDGsの達成に向けたESDの実践による「生きる力の育成」が本プログラムにおいて実践でき、大きな成果を上げることができました。

また、今回連携させていただいた東北地方ESD活動支援センター、あきた地球環境会議、日本キリバス協会からは生徒にとって貴重な体験を提供いただくとともに、学校教育に取り入れるべきたくさんのお話を学ばせていただきました。本当にありがたいと思っています。

このプログラムとは直接関係はありませんが、本プログラムの終了後、子どもたちはワールドピースゲームに挑戦しました。SDGs17の目標が複雑に絡み合った23のクライシスを5日間、15時間かけて交渉と宣言によって解決していくゲームです。自分たち自身が持続可能で平和な社会を創っていかなければならないという気持ちをこのゲームでも強くしました。以上です。ご清聴ありがとうございました。

二ノ宮座長： どうもありがとうございました。大変盛りだくさんのご発表いただきまして、最後には今非常に求められている気候変動をテーマに、そして持続可能な社会づくりを自分たちの手で担っていこうとする生徒を支えるような取り組みについて、ご発表いただいたところです。

これらの説明を受けて、皆さまのご質問・ご意見をいただく時間といたします。ただ時間が非常に限られており、本日私を除いて14名、委員がおられると思いますが、1人2-3分程度のご発言となると思います。この後、会議後も勿論、ヒアリングですとか他の方法でご意見をお届けいただける機会があるかと思いますが、この場では2-3分でどうぞよろしく願います。

では、ご質問・ご意見がある方は会場でご参加の委員の皆さまは、いつも通り席札を縦にしてお知らせください。ウェブ会議でご参加の委員の皆さまは、参加者画面のご自身のお名前の横にある挙手アイコンを押していただくか、チャット機能でご発言の希望がある旨をお知らせください。

では、会場でご参加の委員、そしてその後ウェブ会議でご参加の委員の順番で私の方で指名をさせていただきます。指名を受けた方は会場の方は机の上のマイクで、ウェブ会議の方はマイクのミュートを解除してご発言いただくということをお願いいたします。

では早速ですが、棚橋委員お願いいたします。

棚橋委員： ありがとうございます。全国小中学校環境教育研究会の棚橋です。前回の会議の意見を基に論点を整理し、まとめて頂きましたが、全般に網羅的であると感じます。これは良い言い方ではありません。議論が平らな感じがします。環境教育は多岐に渡っていますが、その中でもその時にあった大きな問題というものを柱に据える必要があると思います。

7月上旬頃、朝日新聞の夕刊の一面に若者のエコ不安に関する記事が大きく取り上げられました。例えば気候変動、マイクロプラスチック、そういうネガティブ情報にさらされて、どうしたら良いか分からない、うまく生活を楽しめないというようなことが書かれていました。その件について、私の周りの者と話をした結論としては、ネガティブ情報は止めることは当然できないですが、子どもの頃から活動を通して理解し対策を考えることはできる。つまり環境教育です。環境教育からもっと広げてE S Dとしての教育をしっかりと進めていくことがすごく大事だとなりました。その意味で、今日の環境教育促進法の改訂にあたって、切り込むべきところがあると思います。それは、途中にも話がありましたけど、C C Eだと思います。科学者から気候変動に対して2030年ぐらいにティッピングポイントが来ると言われており、それに世界の科学者が集まっているI P C Cが、疑う余地はないとお墨付きまで出しています。

日本の環境教育柱たるべき環境教育等促進法の基本方針が曖昧であると思います。同様のことを中央環境審議会で申し上げたのですが、今何が最も大事なのかということにきちんとフォーカスしたような法律、方針になってほしいですとと思います。

二ノ宮座長： ありがとうございます。エコフォビアや気候不安症の問題は、国際的にも議論が進んでいますが、ポジティブな気持ち、それからアクションを推進していくということが環境教育に求められているという色々な研究成果も出ていていると聞いています。では続けて、島岡委員、お願いいたします。

島岡委員： 本日のお話を聞いて、幾つかキーワードがあると思いました。まずは、逆説的なのですが「イノベーション」だと思います。非常に危機的な状況の中でピンチをチャンスに変えていくような新しい価値をつくっていくという意味で、環境教育、協働にかかるイノベーションの重要性を改めて感じました。今、棚橋委員が仰ったように、また前回の資料でも環境の課題についてネガティブに思っている、世の中が悪くなっていくと思っている人が多

いと示されましたが、イノベティブな新しいものをつくり出し、新しい世の中をつくるというメッセージを環境教育に入れていくということが必要だと思いました。

もう一点は、社会的な学習における協働です。私は九州の自然歩道、ロングトレイルに行かせていただきました。現地のEPO、中間支援組織等、社会的な様々なステークホルダーが入って、3,000キロにわたる自然歩道を何とかしようという活動に取り組み、社会的な学習、行動変容が起こっているということを目の当たりにしたので、そのことも強調したいです。中間支援に関しては、チェンジエージェントというか、色々なものの中に立ち、ステークホルダーを繋いで新しい価値を創っていくという重要な役割を果たしてきていると思います。先ほどお伝えしたようなイノベーションを起こすためにも中間支援組織の新しい役割が今後期待されると思っています。アクセラレーターという社会を良い方に推進していくような役割を中間支援組織やファシリテーターの人たちが担っていくのではないかと思います。

この会議は、環境教育等推進専門家会議という名称ですが、環境教育というと、何となくスタティック（静的）な感じがして、今現場で起こっているようなダイナミズムや新しい世の中をつかっていくのだというようなダイナミズムが見えないので、元々の法律の名前でも「協働」が入っているので、例えば、環境教育協働推進というように世の中で起こっていることのダイナミズムが表現されるような名称にするのが良いと思いました。

二ノ宮座長： ありがとうございます。社会変革を担っていく、アクセラレートしていく中間支援組織、環境教育の役割ということで非常に重要な点だと思います。続けて山崎委員、お願いいたします。

山崎委員： ホールアース自然学校の山崎と申します。時間も限られているということなので、比較的専門に近いところだけのコメントにしたいと思います。その前に一点、たくさん有意義な発表を聞かせていただいて、こうして委員が順番に発言するという方法しか、もしかしたら無いのかもしれないですが、ここの場があまり環境教育的ではないという気がします。一言コメントでお終いではなくて、もう少し委員同士の言葉が噛み合うような時間がこの先1回でも創出できないかと思いました。

二つ目として、私達は自然学校という活動をしています。それに非常に近いところで前半の環境省の発表（資料2-1、17ページ）の中でインタープリテーションというキーワードが出てきています。コロナが少し落ち着いた中で、キャンプ、インバウンド、国立公園の利用が右肩上がりという状況を踏まえ、改めてインタープリテーションの定義が書いてありますが、こうしたところに携わる人材をどう育成していくか、今がチャンスだと考えています。ただこのインタープリテーションは、学べば学ぶほど、その知識・技術、あるいはインタープリターとしてのあり方が、非常に奥が深い事を感じます。なかなか一足飛びに人がどんどん育まれる分野ではないと感じています。今回、皆さまと一緒にこの推進法の基本方針の中に、育成のこと、あるいは地域にインタープリテーションという考え方を根付かせていくためのロードマップのようなものをしっかりと位置づけられれば良い

と思いました。

インタープリテーションは、自然体験の分野で語られることが多いキーワードですが、公害問題、あるいは気候変動等の様々な分野でも突破口になるのではないかと期待もしています。普段自然のガイドをしていてこのように感じているため、そのあたりを上手に盛り込んでいけたらと感じました。

二ノ宮座長： ありがとうございます。会議こそ環境教育的に実施していくべきだというご意見、私も本当に共感します。またご相談できればと思います。では続けて佐藤委員、お願いいたします。

佐藤委員： まず、環境省の国立公園の環境教育の推進、国土交通省の公園緑地を利用した環境教育ということで、両方とも自然体験型で子ども、あるいは大人に非常に影響を与える良いものだと思います。もう実践されているかもしれませんが、例えば休暇のときには国立公園を使い、普段は公園緑地を使うというような仕分けを明確にし、そして一般に利用する人を巻き込んでいくということを実践されたら良いのではないのでしょうか。農林水産省の説明にありましたが、農業の環境負荷ということの一方で、農地による二酸化炭素の固定など、環境にとってプラスの側面もあるわけです。その両面を明らかにし、宣伝していくと良いのではないかと感じました。

最後の東北地方ESD活動支援センターの事例が非常に面白かったのが、普段日本に居るとちょっと暑くなったというふうに思うことぐらいですが、南太平洋のキリバスは気候変動の影響をすごく大きく受ける場所であり、非常に切実な問題がある地域で、尚且つ日本にも近いです。南太平洋からすると、やはり日本というのは見えていると思うのです。そのため、日本と南太平洋の連携を強くしていくことは非常に重要ではないのでしょうか。お互いに経験を伝え合うといっても、学校は限られていますので、全ての学校が個別に南太平洋（諸国の学校）と向き合うことはできないですが、体験を公にすることで、他の日本の学校が学ぶことができれば良いと思います。ただ、エコフォビア（これは大学等コアリッションの方でも、二ノ宮先生からご紹介があって知られるようになって、危惧していますが）、には注意をしながら上述のことを進めていけたら良いと思いました。

二ノ宮座長： 佐藤委員ありがとうございました。では続けて高尾委員、お願いいたします。

高尾委員： 4省庁の方、お話いただきありがとうございます。今回の色々なお話を聞いていく中で社会を取り込んで教育を行う上で必要な点というのが複数見えてきたので、少しお話させていただきます。最初の環境省からの「旅の中でいかに環境教育を行っていくか」というお話や、国立公園の活用方法のお話がありましたが、その中で旅にトランスフォーメーション、自己の内面の変化を求める傾向も強まるというお話があり、これはすごく納得しました。ただ欠点というか、社会を取り込んで教育を行う上での壁として、旅と日常、社会体験と日常の教育の間に境目があり、旅先で学んだことが、いかに日常に応用できるかというイメー

ジがつきにくいというように感じました。

これは一般的に義務教育の中でも、社会科見学というように、非日常のところで学んで、そこで学びが留まってしまうように感じています。この壁を乗り越えていくために少し考えてみたところ、色々なユースとの意見交換も踏まえて、外部の機関にアウトソーシングをするとなったときに、まず長期的にパートナーシップを結んでいく必要があると思います。単発的な社会科見学であったり社会体験で終わらせるのではなく、先ほどの東北の例でもありましたように、1年間であったり、長期スパンで、知識を深めたり、意見交換を重ねていくことが、社会で行っていることを内面化するために必要だと思います。

環境のことを行っているユースの中で、印象に残った環境教育の話をしていると、社会体験（漁師や猟師方との経験）がかなり印象に残っていて、そこを起源として、今も環境活動を行っているというユースが複数います。そういう形で、自然との共生を最も自然に近い部分で行っている人たちとの長期的な関わりというものを結んでいくというのが重要ではと思いました。

二ノ宮座長： ありがとうございます。学びと日常や暮らしをどう繋げるかということだと思います。では、品川委員、お願いいたします。

品川委員： 大曲南中学校の校長先生の説明を聞いて、キリバスの水がしょっぱくなるというところで、生徒が恐らく経済が進んでいる地域の逆側、トレードオフを認識されて、その考えをもとに行動変容が起きているのではというような説明をしていただきましたが、生徒にも裏の世界、表と裏、良いこともあれば逆にトレードオフがあることを知っていただく必要があると思います。それを知ることによって、子どもたちは「こうしなくちゃいけない」という新たな認識を持ったのかとすごく参考になりました。それと、東北のお話を聞くと、地域レベルの活動がだんだん中間支援組織を通じて進んでいるのが見えており、一方で島岡先生がおっしゃったようにアクセラレーターが、後々地方では重要になってくると考えました。恐らくアクセラレーターを育成するというのも、重要なプログラムとして1本走らせる必要があるのではないのでしょうか。環境教育を進めているわけで、アクセラレーターを育成していくプログラムというのが重要と認識しました。

国土交通省の公園緑地という Park-PFI の箇所ですが、よくカフェなどが公園にできるのですが、一番触れやすい公園、小さな頃、最初に触れる緑地公園というものが、環境教育の一つの場所として機能すれば、すごく数も多いので、色々な地域で進んでいくと思っています。その上で PFI という官民連携だったり、指定管理の指定、中に入られる業者が、中間支援的な役割を担えるようになってくると、ますます地方レベル、地域レベルでの浸透が進んでいくと考えました。

二ノ宮座長： ありがとうございます。続けて飯田委員、お願いいたします。

飯田委員： 新宿環境活動ネットの飯田と申します。先ほどの省庁からご説明を受けて、環境省

の国立公園と国交省の都市公園における取り組みを伺って、一口に公園といっても規模や設置目的が違って、それぞれに環境教育との連携とか、環境教育を推進していくフィールドとしての可能性があるということを改めて勉強させていただきました。

私たちの団体は東京都新宿区に事務所があり、私は新宿をはじめとする都市部において環境教育を推進するNPOの代表をしているので、地域性という観点からお話させていただければと思います。そこで一つ皆さまにご紹介したいのが、1999年から一般社団法人グリーンクロスジャパンが「みどりの小道」環境日記という、小学生を対象にした環境日記コンテストを開催している事例です。毎年10万人ぐらいの国内の小学生に対して日記帳とガイドブックを配り、環境について気づいたこと、学んだこと、行動したことなどを書いてもらう全国コンテストをやっており、もう20年以上続いている取り組みです。新宿区及び当団体でもこの取り組みの主旨に賛同して区内の小学生に日記帳を配ったり、地域版ガイドブックの作成や関連した出前授業の実施などを行っているのですが、全国の表彰式や交流会に行くと、同じ時代を生きる、同世代の小学生でも、同じ環境日記でも記載内容が全然違うということに驚かされます。

新宿だと多くの企業が集まるとか、インバウンドも含めて海外の方が集まるとか、グローバルや全国各地から最新、最先端の情報が集まるという特徴があるので、企業のエコ活動、博物館や環境学習施設などの社会教育施設でのイベントに参加した報告、商品を見てこんなエコラベルがありましたといった内容が多いです。

一方で全国の表彰式に行くと、地方の参加者は森里川海や身近な自然といったフィールドでテーマを見つけ、すごく頑張っている子どもたちが多いです。それは都市部と地方でどちらが良い悪いではなく、同じ時代、同じ日本で生きていても地域によって全然違うと改めて感じますし、子どもたちもそういう全国から集まる場に行くと、自分たちとは全然違う自然環境や周りを取り巻く環境があるということに気付いて帰ってくるというようなことがあります。

今後、促進法の基本方針を作っていく上では、日本全体としての方向性を議論し、意見集約していくことになると思うのですが、その中で日本は自然環境も含めて色々な意味ですごく多様性のある国だと思いますので、是非地域らしさを活かす視点、むしろ地域らしさを奨励していくような視点を、入れていただきたいです。そして、地域らしさを活かし、奨励していくとともに、地域の違いを楽しんだり、学び合ったり、それを繋げていく視点、その二つの視点が、環境教育等促進法の中にもうまく盛り込めると良いと感じています。

最後に一点、山崎さんのインタープリターの重要性の指摘については、私もすごく共感します。当団体でも名前は違いますが、環境学習コーディネーターという職員を雇用しており（学校と地域をつなぐ、子どもと大人をつなぐ者をコーディネーターと呼んでいる）、そういうコーディネーター、インタープリター、ファシリテーターの役割はすごく重要だと思っています。

職員募集をする際に、コーディネーターに必要なスキル、能力を明示しなければならないのですが、改めて考えるとそれって何だろうと悩みました。今後、環境教育を推進するインタープリター、コーディネーター、ファシリテーターに必要なスキル・能力は何だろうとい



うのを皆さまの知恵を拝借して明文化していくこと、またインタープリター、コーディネーター、ファシリテーターになるためのキャリアパスとはなんだろうか。どんな人になるのだろうかというところが分かりやすくなってくると、例えば学校教員だったら教員免許取って教員になるとか、学芸員であったら学芸員資格を取って博物館で働くなど分かりやすいですが、環境教育を推進するインタープリターはどのようなキャリアを歩めばなれるのかが若者世代にキャリアパスとして見えにくい現状があると思います。スキルの明確化と併せて、キャリアパスを分かりやすくしていくことも、今後の次世代人材育成、担い手育成に寄与していくと思いました。そんな視点も含めて、今後も議論を深めていければと思います。

二ノ宮座長： ありがとうございます。地域らしさを活かす視点、先ほどの学びと生活を繋げていくということも非常に関係の深い重要な視点だと思います。インタープリテーションについても共感するところばかりです。続けて豊島委員、お願いいたします。

豊島委員： 一般社団法人 Change Our Next Decade の豊島です。私の方から2点ほど申し上げたいと思います。一点目は、みどりの食料システム戦略に関してですが、日本の農業や林業でどのように持続可能性を図っていくかというお話だったと思うのですが、私の懸念としてはそもそも次世代の農家が居ないのではないかという点です。日本では農家の高齢化が進んでおり、恐らく65歳以上の農家の割合が非常に高いと思います。それに加えて、若者の首都圏への移動や地域離れも進んでいるので、農業における持続可能性を図るには、どう若者を巻き込んでいくのか、興味を引き、かつその子どもたちをどう育成していくのかということを議論しなければいけないと思いました。

二点目に東北地方ESD活動支援センターで紹介されたキリバス共和国と秋田県（大曲南中学校）との共同勉強会についてですが、環境教育においては非常に優良な事例だと思いました。同世代の学生間で気候変動による影響などを知ることで当事者意識が芽生えるため、今ある問題を知る、そしてそれについて考えるという点では非常に良いと思いました。しかし、それをいざ行動に移せているのかという点には疑問を持ちました。最近の環境教育では、既存の問題について考えるということは、ワークショップ等でも行われていますが、それが実際に参加者の行動変容に繋がっているのかというのは、少しあやしいと感じるところです。環境教育について考えるときには、既存の生物多様性の損失であったり、気候変動等の問題を取り上げ、どうすれば解決できるかというところに焦点を置きがちだと思うのですが、根本的に育むべき能力というのは、課題発見能力や解決能力であり、そういう力を育成し、それをどう自身の生活と結びつけて危機感を育むのか、当事者意識を芽生えさせるのかというところが環境教育で育まないといけない点ではないかと感じています。

二ノ宮座長： 行動に繋げるための教育のあり方というのも非常に重要な視点かと思います。この後、吉田委員、合瀬委員の順でお話いただいて、その後オンラインの委員にお願いしたいと思います。では、吉田委員お願いいたします。

吉田委員： 特に国立公園の事例等を伺う中で、環境学習・環境教育については、人と環境との距離、あるいは生活や社会との距離を近づかせるということが大事な一方で、折角の自然の環境なのに、人に近づけすぎような部分（用意しすぎる部分）を様々な取り組みの中で感じることがあります。その辺の線引きを、色々な場面で苦慮しながら取り組まれているのだらうと思います。

滋賀県では環境学習を進めていく中で、これまで取り組んできたことを振り返り、今後どうしていこうかという話の中で、遊び、原体験として自然とふれあうことの不足が言及されており、我々の取り組みとしても、そういうことを、よりシンプルに取り込めないかと検討しています。環境教育は色々な側面があり、難しいテーマもありますが、凄くシンプルな部分というのが大事ではないかと思う場面が多々ありますので、そうしたところにもう少し光を当てられれば良いと感じました。

二ノ宮座長： ありがとうございます。続けて合瀬委員、お願いします。

合瀬委員： アグリフューチャー日本の合瀬です。今日は様々な省庁のお話を聞かせていただいたわけですが、私自身、ここ数年、コロナ禍の中でキャンプや山歩きをしてきた立場からすると、テレビなどでもトレイルラン（山道を走る）を扱う番組が増えてきたこと等を考えると、最近ブームになっており、先ほど環境省が仰った自然歩道があまり利用されなくなっているという話が本当だろうかという疑問に思いました。また、印象深かったのは、農林水産省の資料2-2、P17の環境負荷低減の見える化の推進です。消費者にどの位、環境に配慮して作られた農産物なのかを分かって買ってもらうということが、極めて重要だと思います。こういう取り組みが、やはり環境を身近に感じさせるものと思いました。それからもう一点、東北地方ESD活動支援センターが紹介したキリバスとのオンライン交流会ですが、かつてはこういう交流をやろうと思ってもなかなかできなかったです。ところが、Zoomなどのオンライン（ツール）ができて、実際に被害を受けるところと話ができるようになったのは画期的なことです。テレビ番組では、さらっと珍しい地域と交流しましたという感じでしたが、遠い国の環境変化を自分事として捉えていくためには、その地域の人たちとどう議論をするのかということが極めて重要です。こうしたデジタル技術を活用し、どう子どもたちに環境変化を自分事として捉える仕組みをつくり、どういうふうに取り入れていくかが極めて重要と感じました。やはり人の痛みはその人と話してしか分からないものであり、色々な地域の人たちと議論をすることが、自分事として考える、良いきっかけになるだらうと考えます。英語でかなり苦労していたようなところもありましたが、これから自動翻訳がAI技術によって飛躍的に進んでくると思いますので、いろんな地域の人たちと議論することが、やはり自分事として考える良いきっかけになるということを考えて、こういったデジタル技術を取り入れることで、自分事として考えるような仕組みを作っていくということは極めて重要と感じました。

二ノ宮座長： 世界の教育改革の議論の中で、ESDとグローバルシチズンシップ教育が非常に

注目されていますけれども、そういう中でそのデジタルを活用したグローバルなネットワークや繋がりをどう作っていけるかということだと受け止めました。ではオンラインの委員の皆さまに移らせていただきます。まず藤田委員、お願いいたします。

藤田委員： 筑波大学の藤田です。説明をいただきまして、様々な省庁で様々なプログラムやサービスが行われているということが、皆さまもよくお分かりになったと思うのですが、それらを誰が仲介し、どう利用者まで繋げるのかというところの大切さを改めて感じました。例えば、学校向けの発信窓口というものが一括してあれば良いと思うのですが、省庁の枠を超えて楽に情報アクセスできる仕組みができないでしょうか。子どもに関する環境教育を探したいと思った時に、ぱっと思いつく省庁はどこかかというと、子ども家庭庁ではないかと単純に思ったのですが、そこにアクセスしても今は環境教育に関する情報は何も載っていません。今後、この我々の専門家会議の中で新しい提言や方針などが示せるとすれば、例えば学校や子ども向けの情報に関しては一括して全ての省庁の環境教育の情報が載っているようなポータルサイトができれば良いと思います。デジタルツールによる情報収集というのは、一般の方たちが最初に行く手段になりますので、今回の専門家会議の成果のひとつとして、情報を確実に末端まで届ける視点を明確に加えることができれば良いと思いました。

二点目として、農林水産省からの報告についてお尋ねします。今日の説明は環境教育等促進法の関連施策の報告だったと思うのですが、報告内容のどの部分と環境教育が繋がっているのかについて説明して欲しかったです。なぜこのように思うのかというと、農林水産省の取り組みは、命と食に直結していて、とても大事だからです。だからこそ、今日の報告が、もし『農林水産省はこのような取り組みを実施しているから、この専門家会議の中で環境教育とそれらを繋げる方策を考えてください』という意味で発表されたのであれば、それを繋げる方策を考えることはとても大事だと思います。現状、もし農林水産省の活動が環境教育と明確に繋がられていないのであれば、積極的に、明瞭にそれらを繋げることを検討すべきだと思います。非常に期待をしているので、申し上げたいと思います。

二ノ宮座長： 今日の報告者の皆さまからは、最後にお時間があれば一言ずついただければと思いますので、今のお話についても後ほどお願いいたします。では島田委員、お願いいたします。

島田委員： 京都府の島田です。今の藤田先生の意見が全く私の意見と一緒になので少し言いにくいですが、環境省と国土交通省の取り組みは、こんな素晴らしい取り組みを行っていますという点が分かって、それはすごく良かったのですが、それをどうやって皆さまに届けようとされているのかというアプローチの仕方、その結論、届けた結果、参加した方がどういう環境変化、気持ちの変化を実感されたのか、この取り組みが成功だったということを知りたいと思いました。

それから二点目、農林水産省の説明で、(これも同じなのですが) 環境のことを考えた農業の取り組みをされていることは分かったのですが、それをどう環境教育に活かそうと

されているのか、活用しているのかを知りたいと思いました。みどりの食料システムなので、例えば食品ロスの問題などに農林水産省はどんな取り組みをされているのかが知りたいと思いました。

それから東北地方ESD活動支援センターの取り組みですが、すごく良い取り組みだと思って聞かせてもらいました。なぜ中学3年生を対象にされたのかを教えてくださいました。英語で実施されたということが気になったのですが、中学3年生では少し早すぎではなかったか、高校生ぐらいがちょうど良いのではと思いました。また、この取り組みを、総合学習の時間で実施されたと伺ったのですが、いつ頃決め、その授業に組み込まれたのか、前年度の2月頃なのか、急に決めて手を挙げたのが大曲南中学校だったのか、など教えていただければと思いました。

二ノ宮座長： 今のご質問も、後ほどお願いいたします。では増田委員、お願いいたします。

増田委員： 鶴見大学短期大学部の増田です。本日もオンラインでの参加となりますが、ご容赦ください。先ほど来、お話があがっていたインタープリテーションについて、引用もしていただいている日本インタープリテーション協会の者として少し補足させていただきます。

コロナ禍で日本インタープリテーション協会はこれまでずっと行っていたインタープリター養成のカリキュラムを見直し、インタープリターに必要なコンピテンシー、いわゆる資質・能力とあり方を整理しました。その中で、インタープリテーションが観光の部分でも繋がっていくということもあり、色々な役割の中でインタープリテーションのコンピテンシーを整理しようということで、表層で観光客とふれる方、例えば現場スタッフ（レストランの接客スタッフ、タクシーの運転手等）のコンピテンシー、インタープリター（現場で活動する人）のコンピテンシー、そしてディレクター（企画を考えていく人）、さらにはプロデューサーという形で整理をしています。役割別に整理していくことが、今回のこの環境教育等促進法の中で、コーディネーターについて考えていく際の役割、（今お話したことで言うとディレクター、あるいはプロデューサーという役割にも繋がるのかもしれませんが）そういう事の養成に少しお役に立てるのかと思いましたので、必要に応じて情報提供できたらと思っています。

それに関連して、今日本の国立公園等の中で、いわゆるインタープリテーション全体計画をつくるどころが少しずつ出てきています。簡単に言うと、観光客等をお迎えする際の計画を作っていくことで、地域全体でオーケストラを編成するための計画とイメージしてください。地域のどこに行ったとしても同じ音楽が聞ける、でも演奏者は地域の多様な人となります。地域のどこに行っても心地良い音楽を聞くことができましたそこを訪れたいくなるような人を増やすことが目的の計画作りです。これは、決して国立公園や観光地だけではなく、都市部も含めて多くの地域で取り組めると良いと考えます。そういう計画を作っていくことは、お迎えする人のためだけではなく、お迎えする地域住民にとっても学びの機会となると思っています。インタープリテーション全体計画で考えているような、地域という視点を今度は観光地以外の、あるいは国立公園以外の地域にも応用できるような形で、展開

できたら良いと思いました。

論点整理のところで書いていただいている前回会議に関連したこととして、地域の中でのコーディネーター的な役割を果たす人の養成が今日のお話を聞いていても必要と思いました。連光寺小学校のように有名な取り組みがある中で、最近の動きとして保育や幼稚園の現場でも、本当に少ないですが、コミュニティコーディネーターを設置する保育園があります。それは、保育が地域全体で取り組むものだという考えに基づき、その地域にはどんな環境があるのか、資源があるのかを一保育者では把握しきれないために、地域と園を繋ぐコミュニティコーディネーターを園の中に設置している例です。ただ、まだまだ各園、各学校が自前で配置できる場所が少なく、難しい中で、外部にコーディネーターがいるということも必要だと思います。そういうことも含めたコーディネーターの養成等の議論なども今後できると良いと思いました。

二ノ宮座長： 重要な情報を沢山提供していただき、ありがとうございました。では最後に池田委員、宜しくお願いします。

池田委員： 本日は大変有意義な説明をありがとうございました。時間が限られているので、簡潔に述べたいと思います。一点目として、現在の我が国環境政策推進上の優先度を考慮して環境政策を推進していく視点が重要と思います。環境政策・環境教育といっても、自然保護、気候変動、資源循環等、様々な課題があって、どれも学ばなければならないのですが、現在、GX（グリーントランスフォーメーション）の視点は非常に重要です。政策上の優先度を考慮した計画にさせていただきたいです。その過程で、先ほど他の委員からもご指摘があった、イノベーションの重要性、環境・社会・経済の統合の重要性、トランジションの重要性等々、様々な視点を織り込めれば良いと思います。ただ、環境教育に割ける時間、特に学校教育において環境教育に割ける時間が非常に限られています。そのため、小学校、中学校、高校、大学といった学校教育で何を学ぶのか、学校以外の教育で何を学ぶのか、といった役割分担やターゲット等を示せたら良いのではないかと思います。

二点目として、環境省の自然環境局の国立公園の取り組みについて、私は経団連・自然保護協議会事務局長として多くの国立公園を訪問させていただき、既に様々な教育的な視点を盛り込んでいることは良く理解をしていますし、レンジャーの方々もとても頑張っていると認識しています。そこで一点、質問ですが、今、国立公園で環境問題を学んでもらう取り組みを進めているとのことですが、個人や家庭、いわゆる旅行者として利用し学んでもらっている以外に、例えば、学校における環境教育との連携をどのように展開されているのか。学校の環境教育の一環として、国立公園を訪問する、あるいはレンジャーの方々为学校を訪問して授業を行うなど、現在、学校との連携をどの程度、どのような形で実施されておられるのでしょうか。せっかくの国立公園に係る資源ですので、学校教育との連携も推進してはどうかと思います。

三点目は合瀬委員の指摘とほぼ同様の内容になるかと思いますが、農林水産省から冒頭「環境に配慮した食料を消費者にいかに対応してもらおうかが大事」という言葉がありまし

たが、とても重要な視点です。これは食料のみならず製品・サービス全体にかかる課題です。環境に配慮した製品・サービスはイノベーションや、技術開発が必要で、事業者としてはコストがかかっているという問題があります。消費者が、多少価格が高くても、環境に配慮した製品・サービスを選択していくという行動変容は、環境教育で重要な視点の一つと考えています。農林水産省の資料の17ページの「環境負荷低減の見える化」の取り組みで三ツ星の認証についての説明がありましたが、経済産業省の取り組みとしても、家電の省エネラベルがあります。その他、魚や森林に関する認証ラベルなどもあります。そのような取り組みを普及させていくことも大事ではないかと思えます。

最後に東北地方ESD活動センターの取り組みは、探究型の教育、デジタル技術を活用するという意味でも、とても有意義な教育だと思いますので、このような教育が学校とも連携しながら、全国に広がっていけば良いと思います。

二ノ宮座長： ありがとうございます。お時間に限りはありますけれども、幾つか質問や提言がありますので、ご報告いただいた方々に、順番に一言ずつお願いできればと思います。ご報告の順番通りに、まず環境省からお願いします。

環境省・川瀬室長補佐： ご意見、ご質問いただきありがとうございます。池田委員からご質問いただいた点を先に答えさせていただきます。学校との連携についてですが、全国統一的な形での連携プログラムはありませんが、国立公園が全国に34箇所あり、各国立公園に事務所を設置し、職員を配置しています。その各公園のレンジャーが、地域の小・中学校等と連携し、出前授業等を実施しています。それから生徒に国立公園等を使っていただく、例えば関東の学校であれば修学旅行や遠足などで、尾瀬国立公園や日光国立公園など、実際に国立公園を活用していただいています。そのようなプログラム開発への協力や、プログラムの中の学びの要素をレンジャーが解説をするというようなことは従来から実施をしています。このような取り組みを各地域で強化していきたいと思っています。また、もう少し取り組みが進んだ段階では、欧米等では自分のお気に入りの国立公園を持っていただくなど、自分事化して守っていくというところまで関わっていただくような関係性を築けているので、そのように日本でも関わりに深みを持たせていきたいと思っています。

各委員からご指摘いただいた中で、国立公園が非日常的な体験というものを謳っている観点から、それを日常/生活にどう近づけていけるかは難しいと認識しています。これまで、入口である自然体験を広く提供することを重視しており、その先にどのような課題を発見し、地域の自然や課題をどう自分事化して学んでいくかというところについては、インタープリターの力も借りながら深みを持たせていくということが大事と思っています。

増田委員、山崎委員をはじめとする委員の方々からインタープリテーションの重要性をご指摘いただきました。インタープリテーションは国立公園に限らず重要であるということをお我々も感じており、観光分野にも活かせるということを改めて感じています。まずは国立公園において、インタープリテーションの全体計画というものを各公園で作っていきたいと考えています。

末端まで情報をどう届けるかという観点については、非常に難しいですが、先ほど申し上げたように各地域に事務所がありますので、各地できちんと公園関係者と地域の方々との関係性を築いていくということがまず大事だと思っています。また、対旅行者という観点でいうと、旅行は非常に広く誰でもが行うものですので、逆にアプローチしやすい部分があります。色んなウェブサイト、それから先ほど申し上げたオフィシャルパートナー企業とも連携をしながら、国立公園のまずは入口に立っていただくために、きちんと情報を届けていきたいと思っています。

評価指標については、どう届けているか、それがどういう効果をもたらしたかという事を把握するのは非常に難しいと思っています。感動と学びを与えて、それがどれぐらい提供できているか、その人がどれぐらいトランスフォーメーションをしているかという点を測るのは困難です。アンケート、あるいは、SNS上のテキストマイニングのようなもので位置情報とリンクさせながら感情を読み取るというような手法が研究されていますが、引き続き評価方法については研究していきたいと思っています。

二ノ宮座長： ありがとうございます。では続けて農林水産省からお願いいたします。

農林水産省・吉濱課長補佐：ご意見、コメント等どうもありがとうございました。順番にお答えさせていただきます。佐藤委員から農林水産業に関する環境負荷の側面と環境にプラスの側面、二酸化炭素の吸収源としての機能もあるとのことでしたが、ご指摘の通り、農業の環境負荷の低減に取り組むことと、環境に対するプラスの側面を取り上げることの双方が必要であると考えています。

豊島委員の持続可能な農業に若手の参入が大事だという指摘については、みどりの食料戦略が個々の取組（生産段階等の取組）の環境負荷をいかに低減していくかという戦略であるために担い手とは若干別の話になってくるのですが、仰るとおり若手に農林水産業に参加していただくというのは、とても重要な課題であると考えます。

合瀬委員、池田委員からは見える化についてコメントいただき、ありがとうございました。消費者に環境負荷低減の努力を見ていただき、その価値を評価していただいて、選択いただくということが環境負荷低減の取組を進めるにあたっては大事であり、まさに市場に評価されるということだと思います。その環境負荷の低減の価値について、市場によって評価され、それに対して民間資金/お金が入っていくことによって、生産者の方が潤って、より環境負荷低減に資する生産を行っていただくという形で好循環が続いていくことが目指すところだと思っています。

最後に藤田委員と島田委員からの環境教育との関係性についてご指摘をいただきました。これについては、見える化等の取組を通じて、環境負荷低減の価値、意義に関する消費者等の理解を促進していくことそのものが、まさにみどり戦略に基づく（環境教育の）取組であり、関係省庁と連携しながら、推進してまいります。

二ノ宮座長： ありがとうございます。国土交通省からも一言お願いいたします。

国土交通省・辻野国際緑地環境対策官：ご意見、ご質問が幾つかあったと思いますのでコメントいたします。佐藤委員からは公園の身近さについて触れていただき、品川委員からは Park-PFI という制度について言及して頂き、公園への近づきやすさ、その大切さをご指摘いただきました。我々もまずは近くの公園を利用していただくという場面をどう作るかという観点から都市での自然の触れやすさというものを、引き続き政策的に追求できればと改めて思った次第です。

藤田委員、島田委員からは、公園（の取り組み）にどのようにアクセスできるようにするか、どう届けるか、それから取り組みの成果をどう捉えているかというご質問がありました。冒頭申し上げた通り、基本的に自治体が公園でどう取り組むかという観点が中心だったため、ご指摘の観点が抜けていたと思います。今後、優良事例などを集める際には、今日いただいた視点を十分に参考にしながら、横展開できるように努めていきたいと思います。これまでの環境教育に関しては、どれだけ参加いただいたかという数値が指標の一つであったと思いますが、ご指摘の通り、どう意識が変化したか、あるいはどう行動変化に繋がったかという点も重要だと今日認識しましたので、今後の検討の参考にしたいと思います。

二ノ宮座長： ありがとうございます。では最後に東北地方 E S D 活動支援センターから鈴木さん、そして島田校長、いかがでしょうか。

東北地方 E S D 活動支援センター 鈴木 美紀子 チーフ・コーディネーター：皆さま沢山のコメントをいただき、ありがとうございます。まず協働の視点で中間支援の新しい役割が求められているというコメントがありましたが、まさにこの点はその通りだなと思って聞いていました。環境教育の中では課題を考え、背景にある意味や、意義を捉え直すというところは様々なプログラムで展開されていますが、果たしてそれが行動変容に繋がっているかという問いがありましたが、それを測る方策については、昨年の学び合いプロジェクトの後に我々も議論してきました。

学び合いプロジェクト自体は内容と実施地域を変えて今年も各地で展開されていますが、東北では、今年は青森でプログラムを展開しています。今年は子どもたちの行動が変わったのかというところまで測る方策を学校の先生たちと一緒に考えていきたいということで、子どもたちにアンケートをとるという手法ではなく、先生方に子どもたちの行動の様子を観察していただき、ヒアリングをすることで実施すること、またゲストティーチャーに対するヒアリング、その後、子どもたちとの交流がどうであったかという後追いを実施することを今年度は考えています。この点について、皆さま現場で様々な事例を持ってらっしゃると思うので、ご意見、ご提案があれば、是非教えていただきたいと思っています。

ご質問にあった「なぜ中学校 3 年生だったのか」という点と、「いつぐらいからこのプロジェクトの相談を始めていたのか」という点については、島田校長先生からご回答いただいた方が良くと思いますので、島田校長先生にマイクをバトンタッチしたいと思います。

秋田県大仙市立大曲南中学校 島田 智校長： なぜ、中学 3 年生の授業で交流を行ったのかとい



う点に対しては、先ほどお話した通り本校では1年生で食、2年生でエネルギー、3年生で国際理解を学ぶプログラムを総合的な学習の時間で実施しており、1年生のときから積み上げられてきたものを最後に国際的に考えてみようというところで、中学3年生で交流をどうやるか考えていたときにまずは、ケンタロ・オノさんの講演会を行いたいというところから始まりました。準備は、前年から始めました。実はコロナで実施が延期になったりしながら取り組んできました。

言葉については、私達はもちろん日本語を使い、キリバスの子たちもキリバス語が普通に使われている言葉で、英語というのは第2外国語として使うために習っているけれどもそんなふうにうまくないそうです。私達も英語でプレゼンをしたり英語を聞き取ったりするわけですが、なかなかそれがうまくいかない場合、ファシリテーターのケンタロ・オノさんがうまくリードしてくれまして、それでキリバス語を英語にしたり日本語をキリバス語にしてくださいたりしながら、とてもスムーズにコミュニケーションをしてくださったことで、中学3年生でも十分に実施できました。

ケンタロ・オノさんが仲介して、気仙沼の小学生がキリバスの小学生との交流を行った実績があったので、中学3年生でも大丈夫だと思って挑戦してみたところでした。東北地方ESD活動支援センターと常に連絡を取りながら、確認しながら準備し、ケンタロ・オノさんを招いてやっと実現しました。本当に今日はありがとうございました。

二ノ宮座長： ありがとうございました。私も関東の方で学び合いプロジェクトに参画、少し協力させていただいていますが、行動に繋げるというところ、一人一人の行動というところもあります。もう少しその協働的な行動、協働的な取り組み（協働というのは必ずしも色々な違う立場の人ということだけではなく、例えば学校をどう変えていけるか、組織をどう変えていけるか、地域でどういう活動をしていけるかというそのコレクティブな行動）を、どう支えていけるかという視点からも環境教育の中で考えていければ良いと思いました。

私の拙い進行で時間が超過してしまい、大変失礼いたしました。それでも様々なご意見を皆さまからいただけたことを心から感謝申し上げます。またこれを取りまとめて次回の会議に繋げていきたいと思っておりますので、引き続きお気付きの点などありましたら事務局の方にお寄せください。

これで全ての議事を終了させていただきます。それでは、事務局から連絡事項をお願いいたします。

環境省・富樫補佐： 皆さま、長い時間にわたりご参加いただきましてありがとうございました。本日の議事録につきましては事務局で取りまとめを行いまして、委員の皆さまにご確認いただいた後、環境省ホームページにて掲載させていただきます。第3回の会議を8月24日木曜日14時から16時で行いたいと思っています。どうぞ宜しくお願いいたします。

以上をもちまして、本日の第2回環境教育等推進専門家会議を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。

以上